

# 上田女子短期大学総合文化研究所 所報投稿規程

- 第1条 本規程は、上田女子短期大学総合文化研究所規程第4条のさだめる所報発行に関するものである。
- 第2条 上田女子短期大学総合文化研究所所報は、上田女子短期大学総合文化研究所（以下「総合文化研究所」という）における研究活動の成果を発表するため、毎年一回以上発行する。
- 第3条 原稿投稿者は、本学専任教員、客員研究員とする。但し、下記の場合は総合文化研究所運営委員会の議を経て投稿できる。
- (1) 本学専任教員との共同研究者
  - (2) 非常勤講師(個人の研究によるもの)
  - (3) その他、総合文化研究所運営委員会において必要と認められた場合
  - (4) 投稿原稿は、論文、報告、研究ノートとする。内容は総合文化もしくは地域文化に関するものとし、いずれの場合も、原稿は他誌に未発表であることとする。
- 第4条 投稿は一人一編とする。但し、共同執筆の場合は、個人執筆を含めて二編までとする。
- 第5条 原稿の採否は、総合文化研究所運営委員会の決定による。
- 第6条 原稿の分量は、本文・図・注・参考文献等を含め400字詰原稿用紙30枚前後とする。
- 第7条 校正は、原則として執筆者自身が二回行う。
- 第8条 抜刷の作成は、執筆者負担とする。
- 第9条 本誌に掲載されるすべての論文等の著作権は本研究所に帰属する。
- 第10条 本規程の改廃は、総合文化研究所運営委員会の議を経て行う。
- 附 則 本規程は、平成26年4月1日より執行する。  
本規程の一部を、令和3年3月31日より変更する。